

## 「パブリック・コメント制度」提出意見に対する考え方

1 案件名	住みよい街づくり推進条例(案)について
2 実施日	平成19年1月15日(月)～平成19年2月4日(日)
3 趣旨	まちづくり三法の改正、大規模開発行為の活発化、自治基本条例による市民自治活動の取り組みをはじめ、市を取り巻く情勢に大きな変化が見られます。これからの少子高齢化社会に対応するために都市機能の集約化によって社会総コストを抑制し、効率的でコンパクトな街づくりをめざし、市民自治による街づくりを推進するために、住みよい街づくり推進条例の制定をめざします。 皆様のご意見・ご提案をお伺いします。
4 意見提出数(件数)	4人(11件)

### 5 意見に対する考え方

意見概要	考え方・対応
この住みよい街づくり推進条例は、他県市町に現在あるまちづくり条例・景観条例等と同じものを考えているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例の骨子・特徴として、総合計画や都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の実現に向け、街づくりの方針等を網羅した「街の設計図」を位置づけております。また、「自治基本条例」の基本理念である市民自治を実現するために、街づくりへの市民参加の手続きや各種協定の締結、都市計画への提案、街づくり活動への支援及び事業者が開発をする場合のルールなどについて定める内容となっております。</li> </ul>
越前市のHPの資料並びに平成19年1月29日(月)開催の説明会において、行政又は建築基準法・都市計画法等の理解できる人には解るけれども、一般市民に対しては理解しにくく説明不足だと思います。さらに、3月の議会に上程するというのにこの程度しか説明会に出せないというのもおかしいです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のホームページでのパブリックコメントでは、詳細な内容を掲載いたしましたが、説明会ではわかりやすい説明方法として、要点についてパワーポイントで説明させていただきました。広範囲な条例であるため、説明会の場で逐条的な説明はできませんでしたが、今後も市民等、開発事業者の皆様にご理解、ご活用していただけますように、市の広報紙やホームページ等を通じて、条例の分かりやすい広報に努めてまいります。</li> </ul>
条例の8ポイントがありましたが、これを条例の中でどのように記載し、市民に対してわかりやすい手続方法にするのか提示願います。 市民提案・都市計画提案制度等に対する手続方法の明記について	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい手続方法については、条文を図解するなど市民の皆様にご利用いただけるよう市の広報紙やホームページ、説明会等を活用し、条例の分かりやすい普及啓発に努めてまいります。</li> <li>市民からの「地域街づくり計画」提案につきましては、地域の特色を活かした魅力ある街づくりをすすめるために、街づくり推進</li> </ul>

<p>と、詳しい説明を求めます</p> <p>地区計画・建築協定の策定手続についてもっと、詳しい説明を求めます</p> <p>宅地開発指導要綱の条例化による、建築物と宅地開発との指導関係についてもっと、詳しい説明を求めます</p>	<p>団体を組織化していただき、市長に提案する制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画等の案の作成手続に関する条例に関する条例及び建築協定条例につきましては、現在ある2条例を本条例に統合するものです。</li> <li>2千㎡以上の開発事業を行おうとするときは、街の設計図及び市長が定める基準を遵守していただき、届出や事前協議をしていただくことなどを盛り込んでおります。</li> </ul>
<p>住みよい街づくり推進条例の制定後、景観条例、屋外広告物条例の整備をめざすと記載がありましたが、ここでひと工夫していただきたいのは、住みよい街づくり推進条例の中に、景観・屋外広告物等に関する項目を後から追加できるようにしてはいかがでしょうか。関連する条例はたくさんないと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県とも協議しました結果、景観法が整備されたことから、その委任条例として別条例にするよう指摘がなされました。今後景観に関する現況把握、分析を行い、市に必要な項目を盛り込んだ条例の整備を図っていきます。</li> </ul>

意見概要	考え方・対応
<p>この短い期間で 住民に告知・広報はできかねます。重要な課題である事は認識していますが、地区住民にはまだ「重要な問題である」ことすら告知できていません。ペーパーを回覧することでは一般住民に伝わりません。住民と十分な意見交換をしてから決定すべき案件であると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まちづくり三法の改正」を受け、人口減少社会に対応した「コンパクトな街づくり」の推進を図る必要があるため、市では平成17年の夏に、庁内に「街づくり条例」「中心市街地活性化プラン」の制定に向けた庁内プロジェクトチームを設置し、街づくり条例等の調査研究を開始しました。市民の皆様や市民団体及び事業者に対して説明するとともに、さらに市民自治推進委員会や都市計画マスタープラン策定委員会、中心市街地活性化プラン策定委員会でも多くのご意見をいただきながら、精力的に作業を進めてまいりました。また、この間、武生商工会議所などからも条例の制定を求めるご意見、ご提言をいただいております。</li> </ul>

意見概要	考え方・対応
<p>住みよい街作りの基本は、安心、安全です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>快適で住みよい街づくりの実現のためには、安心・安全が重要であると認識しており、策定中の総合計画の中で安心・安全について明記しており、現在作成中の都市計画マスタープランでも記載内容を検討中であります。</li> </ul>

意見概要	考え方・対応
<p>都市計画提案制度の面積要件は、0.5ヘクタール以上と解説があるが、面積規模の設定理由をを示してほしい。小さすぎるのではないですか。</p>	<p>・都市計画法 21 条の 2 第 1 項において、都市計画区域内のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい規模は、同政令 15 条の 2 で、0.5 ヘクタールとされており、本条例においても法に準じております。</p>